

## 定期予防接種集団接種 場所：町保健福祉センター

BCG

日程	対象者
5月15日(水)	平成24年11月8日～11月30日生まれ
6月13日(木)	平成24年12月生まれ
7月17日(水)	平成25年1月生まれ
8月21日(水)	平成25年2月生まれ
9月11日(水)	平成25年3月生まれ
10月17日(木)	平成25年4月生まれ
11月20日(水)	平成25年5月生まれ
12月18日(水)	平成25年6月生まれ
1月15日(水)	平成25年7月生まれ
2月20日(木)	平成25年8月生まれ
3月19日(水)	平成25年9月生まれ



接種対象年齢が生後1歳になる日までに拡大されます。接種が望ましい期間は、生後5～8か月までです。

### BCG予防接種

3

日本脳炎

日程	対象者
5月9日(木)	1期初回： 平成21年4月2日～ 平成22年4月1日生まれ
5月10日(金)	
5月23日(木)	
5月24日(金)	
6月5日(水)	1期追加： 昨年度1期初回2回終了者
6月6日(木)	
6月19日(水)	
6月20日(木)	

長期にわたる重篤な病気などで対象年齢内に定期接種を受けられなかった人は、予防接種の種類によっては、理由書を提出すると接種ができる場合があります。主治医または、役場健康づくり推進課に相談してください。

### 定期接種を対象年齢内に受けていない場合

4

2種混合

日程	対象者(小学6年生)
7月24日(水)	広安西小
7月25日(木)	津森小・広安小
8月23日(金)	益城中央小・飯野小

問 役場健康づくり推進課 国保年金係 ☎ 286-3111 内線 121～123  
熊本東年金事務所 ☎ 367-8144

年金  
the national pension

## 学生納付特例制度

20歳以上の学生のみなさんへ

日本に住む人は、20歳になると国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられています。学生は申請で在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」を利用できます。学生で、国民年金保険料が納めることができないときには、役場健康づくり推進課国保年金係へ申請してください。

2年目以降は申請も簡単  
翌年度も引き続き在学予定の人は、日本年金機構から3月下旬に送付された「ハガキ形式の申請書」を提出するだけで申請できます。

■対象者  
20歳以上で、本人の前年中の所得が原則118万円以下の学生

■対象校  
大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校

■申請に必要なもの  
①学生証、または4月1日以降に交付された在学証明書の写し  
②認め印(スタンプ形式以外の印鑑であれば可)

■承認されると…  
申請をした年度の保険料の納付が猶予されます。学生納付特例の期間は、年金を受給するための資格期間には算入されませんが、年金額には反映されません。そこで、学生納付特例期間の保険料は10年以内であれば、さかのぼって納付できます。ただし、承認を受けた年度の次の年度から起算して、3年度目以降に納付する場合は、当時の保険料額に加算額がつきま